

自宅に実包保管をされる皆様に

“実包と猟銃は別々の場所に保管してください。”

1. 保管に際しては「堅固な設備に収納し施錠すること。」(火薬類取締法施行規則第16条第5号)が必要です。
2. 盗難及び火災の防止には、十分留意してください。
3. 保管庫とは、ロッカー、金庫等の堅固で施錠できる設備をいいます。
実包保管庫の購入は、銃砲店・射撃場にご相談ください。
4. 自宅に保管できる最大数量は、次のとおりです。

(火薬類取締法施行規則第15条第1項の表)

貯蔵する火薬類	貯蔵数量
実包・空包	800個
火薬(無煙火薬・黒色火薬)	5 kg
銃用雷管	2,000個

5. 「射撃場・狩猟・有害鳥獣駆除及び指定管理鳥獣捕獲等事業」に出かける場合の注意点
 - ① 実包等は射撃場、狩猟、有害鳥獣駆除及び指定管理鳥獣捕獲等事業に出かける直前に保管庫から出してください。
 - ② 車で移動中等は、銃及び実包に覆いをかけ車外から見えないようにしてください。
 - ③ 射撃場及び猟場から帰宅したときは、銃及び実包は自宅の保管庫に収納してください。

***** 不用実包等の廃棄は火薬銃砲販売店(日火連広域認定販売店)にご相談ください。*****